

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—**【1】自治体の基本的あり方について**

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

総務課

憲法が保障する生存権等を遵守し、住民の立場に立ち、住民が安心して暮らし続けられるよう地域の特性を生かしたサービス及び制度を作り上げていくことが重要と認識している。

- ②徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

収納課

納税者個々に実情が異なるため、生活実態や収入状況などの聞き取りを行い、税負担の公平性を確保するためにも、早期完納を目指して相談に応じ、分納などで対応をしている。
滞納整理機構については、引き続き参加していく。

- ★③税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押された鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

収納課

法律で差押が禁止されている財産については、差押をしていない。

納税者個々に実情が異なるため、生活実態や収入状況などの聞き取りを行い、税負担の公平性を確保するためにも、早期完納を目指して相談に応じ、分納などで対応をしている。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。**1. 生活保護について**

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問い合わせなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

民生課

実施機関である県福祉事務所が保護の決定を行っております。電話及び窓口で保護の相談があれば、速やかに県福祉事務所へ通報し、適切に対応しています。

- ②国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

民生課

現在のところ、本町独自の措置は考えておりません。

- ★③国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

民生課

地域の実情にあつた行政サービスの充実に努める必要があると考えております。

④弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

民生課

現在のところ、町の生活保護担当職員として、警察官のOBの配置は予定されておりません。

⑤生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

民生課

現在のところ、県福祉事務所の職員が就労支援や生活指導を行っております。

2. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①第6期の介護保険料は一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。

保険料段階は厚生労働省基準よりも多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

民生課

介護保険事業計画を策定していく中で検討します。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

民生課

今のところ、町独自で減免を行う考えはありません。

(2)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、施設・居住系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

民生課

現在、特別養護老人ホームの建設が進められています。

②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

民生課

地域包括支援センターを1ヵ所設置(日常生活圏域:1つ)しており、大治町社会福祉協議会に委託しております。

③介護・福祉労働者を充分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

民生課

財政的な支援は考えておりません。

★(3)地域包括ケアを含む「新しい総合事業」について

①要支援者の訪問介護・通所介護については、専門的サービス(ヘルパーなど)を保障し、後退させないでください。既存の介護事業所に要支援者へのサービスを委託する場合には現行単価を引き下げないでください。

民生課

国の基準を参考にして、検討します。

②「新しい総合事業」の実施にあたっては、市町村予算を充分に確保し、サービス提供の引き下げをしないでください。利用者負担はこれまでより引き上げないでください。

民生課

市町村の負担割合により実施する予定です。

③介護保険サービスの利用を申し出た人は、すべて要介護認定の対象にしてください。

民生課

介護保険利用申請をこぼむものではありません。

(4)高齢者福祉施策の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

民生課

毎年6月に民生委員の協力を得て、65歳以上のひとり暮らし高齢者の実態を調査し、見守りを必要とする方の把握を行っております。

イ.高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

民生課

総合福祉センター発の福祉巡回バスが町内をA・Bの2つのコースに分かれて回り、月曜日から金曜日(平日のみ)まで1日4回運行しております。

ウ.宅老所、街角サロンなどの高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

民生課

閉じこもりや認知症を予防するために、介護予防事業の充実に努めています。

エ.高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

民生課

公営住宅の整備については、考えておりません。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

民生課

配食サービスは、65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に毎週1回、安否確認を兼ねて実施しております。

また、65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、高齢者の方が交流できる場として実施している「ふれあい交流会」に会食を取り入れております。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

民生課

今のところ、実施の予定はありません。

★(5)障害者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

税務課

障害者控除の対象となる障害者の範囲は、地方税法施行令第7条で規定されており、その中で介護保険法の要介護認定者は規定されていませんので、障害者控除の対象とはなりません。ただし、精神又は身体に障害のある65歳以上の人で、障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている場合は対象となります。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

民生課

自主申請により認定書の交付を行っておりますので、個別に送付することは考えておりません。

3. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

保健医療課

子ども医療については、平成24年4月に拡大を行ったが、その他については、現行の制度で行っていく考えです。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

保健医療課

平成24年4月から通院に伴う医療費を中学校卒業までに拡大を行ったが、それ以上の拡大は現在考えておりません。

- ③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

保健医療課

財源の問題もあり考えておりません。

- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

保健医療課

後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にする考えはありません。

後期高齢者福祉給付金は、平成20年8月以降も75歳以上のひとり暮らし非課税者を対象としています。また、精神障害者3級保持者にも同様に実施しています。

4. 子育て支援などについて

- ①妊娠婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

保健センター

産後健診については、県内では半数程度の自治体でしか実施しておらず、今のところ実施予定はありません。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。
また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

学校教育課

現在、生活保護基準の1.2倍未満の世帯が対象。1.4倍以下の世帯とするかどうかは、検討中です。

年度途中でも申請できるよう、全児童生徒の保護者に対して4月に制度の案内チラシを学校から配布し、広報にも案内を掲載しています。

③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもを自治体の責任でなくしてください。

学校教育課

学校給食法によって施設・設備経費・職員の人件費は設置者の負担とし、それ以外を保護者負担と定められています。町としては、保護者負担を少しでも軽減できるよう、補助金を出しています。

給食費が未納であっても、給食を食べさせないなどのことはしておりません。

★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

子育て支援課

児童の保護者の潜在的なニーズも踏まえ、平成27年度からの5年間の確保方策を盛り込んだ子ども・子育て支援事業計画の策定に向け現在検討している。地域型保育事業については連携施設の確保を求め、保育の格差が生じないように努める。

5. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

保険医療課

国保制度の都道府県単位化については、判断できません。

★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

保険医療課

保険税の性質上、給付と負担のバランスを考慮し、保険事業の安定化を図るため、必要に応じて税率の改正を行っています。

一般会計からの繰入れは毎年実施しており、町財政の許す限りの繰入れをしています。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

保険医療課

財源の問題もあり考えていません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。
生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

保険医療課

財源の問題もあり考えていません。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

保険医療課

平成20年度に減免規定の見直しを実施したが、財政面からもこのような要件は考えていません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

保険医療課

今まで資格証明書を発行したことはありません。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があつても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

保険医療課

給付の制限はしていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6ヶ月としてください。

保険医療課

税負担の公平を図るために行っているもので、あくまでも滞納がなくなるまで短期の保険証を交付しています。有効期限は6ヶ月です。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

保険医療課

短期保険証を交付する際に面談を行うので、当然、生活実態の把握に努めています。それで減免規定の適用ができれば減免を行います。また、当町では「弁護士による多重債務相談」を実施しているので、該当する希望者には周知をしています。

差し押さえ等については、分納などに応じない悪質滞納者に対して行っていく方針です。国保への加入については、広報、HPなどで周知しており、転入時にも住民課で国保への加入の有無を聞いています。無保険者の調査を実施することは考えていません。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

保険医療課

平成20年度に要綱を規定し、平成22年度に改正を行いました。

(国民健康保険一部負担金の免除、減額及び徴収猶予に関する取扱要綱)

基準生活費の115%以下の世帯 一部負担金 免除

基準生活費の115%を超え130%以下の世帯 一部負担金 1/2 免除

基準生活費の130%を超え140%以下の世帯 一部負担金 徴収猶予

としています。

制度の周知については、広報等で行っています。

6. 障害者・児施策の拡充について

- ①障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

障害福祉サービス・自立支援医療・補装具は、国の制度にならっており、今のところ町独自の制度は考えておりません。なお地域生活支援事業については、生活保護世帯及び住民税非課税世帯の利用料を無料としています。

- ②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

支給量決定の際には、必要時間数の聞き取りなどを行っており、必要な時間数が支給されていると考えております。

- ③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

原則通学・通所・通勤については認めておりませんが、短期あるいは、緊急などの必要不可欠な場合については、柔軟に対応しております。

- ★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

今のところ実施の予定はありません。

- ★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

今のところ実施の予定はありません。

- ★⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

今のところ実施の予定はありません。

- ★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

障害福祉サービスの相談支援事業は、国の制度にならっており、今のところ町独自の制度は考えておりません。

7. 予防接種について

- ①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

保健センター

今のところ実施する予定はありません。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

保健センター

近隣自治体と同額の3,000円助成となっており、増額する予定はありません。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

保健センター

愛知県の実施する風しん抗体検査の結果、風しんワクチン接種が必要な女性には助成を行っています(MR5,000円、風しん3,000円)。

夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種の助成は実施する予定はありません。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消費税増税を中止してください。

税務課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

②年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。

住民課

今後の国の動向を見守っていきたいと考えております。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。

民生課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

⑤入院給食費など新たな患者負担増はやめてください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

⑥精神障害者を精神科病院に囲い込む「病棟転換型居住系施設」構想は撤回してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

⑦介護・福祉労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

民生課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ⑧受給者のいのちを削る平均6.5%の生活保護基準の引き下げは取りやめ、元に戻してください。

民生課

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

(2) 県民の医療を守、医療提供体制の充実のために

- ①国民健康保険への県の補助金を増額してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安い病床削減を前提としないこと。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにすること。

保健センター

意見書・要望書の提出は考えておりません。

以上